

## 栃木県後期高齢者医療広域連合の執務時間を定める規則

平成19年2月1日  
規則第1号

改正 平成22年2月9日 規則第1号

### (広域連合の執務時間)

第1条 広域連合の執務時間は、栃木県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第1条に規定する広域連合の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 前項の広域連合の執務時間外においては、広域連合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

第2条 前条の規定は、広域連合の執務時間外に広域連合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

### 附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

### 附 則（平成22年規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。